

2022年5月12日

各 位

会 社 名 コナミホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 東尾 公彦
(コード:9766、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務本部長 米山 新一郎
(TEL. 03 - 6636 - 0573)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、本年6月28日開催予定の当社第50回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は1973年3月に設立し、当期で設立50周年を迎えます。(創業は1969年3月)
会社設立以降、日本のエンタテインメント業界の先駆者として事業を拡大し、現在はデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、ゲーミング&システム事業、スポーツ事業の4つの事業を展開しております。
今後もグループ企業が一体となり新たな挑戦を進め、持続可能な企業として更なる成長を目指すため、設立50周年を迎えるにあたり商号を変更いたしたく、現行定款第1条を変更し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。
当社といたしましては、居住地にかかわらず多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスク低減にも資するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条を変更し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	上記1.（1） 2022年7月1日（予定）
	上記1.（2） 2022年6月28日または経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日
	上記1.（3） 2022年6月28日（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（商号） 第1条 当社は、<u>コナミホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>KONAMI HOLDINGS CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>第2条～第12条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集） 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。 <u>なお、開催地については東京都区内とする。</u> （新設）</p> <p>第14条～第15条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> （新設）</p> <p>第17条～第35条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（商号） 第1条 当社は、<u>コナミグループ株式会社</u>と称し、英文では<u>KONAMI GROUP CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>第2条～第12条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集） 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。 （削除）</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条～第15条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第35条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(附則)</u>
(新設)	<u>第 1 条 現行定款第 1 条 (商号) の変更は、2022 年 7 月 1 日をもって効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は、現行定款第 1 条の変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>
(新設)	<u>第 2 条 現行定款第 13 条 (招集) 第 2 項の新設は、2022 年 6 月 28 日または「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和 3 年法律第 70 号) の定めにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日をもって効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は、現行定款第 13 条第 2 項の新設の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>
(新設)	<u>第 3 条 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u>
(新設)	<u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u>
(新設)	<u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>